

序章

計画の目的と
位置づけ

第1節 計画作成の背景と目的

亀岡市は、古代においては山陰道八ヶ国の東端の丹波国に属し、丹波国の入口にあたることからかつては「口丹波」と呼ばれることもありました。現在は、大堰川^{おおいがわ}を境として、のどかな田園風景がひろがる川東地域と、市街化が進む川西地域の大きく二つの地域に分けられます。

古代から交通の要衝の地であり、各地の物資や人そして文化が交流する場として、多くの地域の影響を受けて今日の風土や歴史が培われ、多くの文化財が伝来しています。

亀岡市域では京都府や各研究機関の協力のもと、指定・未指定文化財の横断的な所在確認調査が実施されてきたほか、平成29年度（2017年度）に京都府でスタートした暫定登録文化財制度によって文化財の所在確認調査が実施されたことにより、市内所在の文化財の把握は比較的進んでおり、既往の調査で把握された文化財件数は1,600件以上に及びます。

しかしながら、少子高齢化による人口減少によって、伝統行事や神社仏閣の祭礼等の担い手不足が生じており、これに伴う文化財の滅失を防ぎ、保存継承していくことが大きな課題となっています。

こうした中、亀岡市内では、東部の川東地域における「丹波 NEW 風土記の里整備促進協議会」をはじめ、南部の別院地域における「別院地域のこれからを考える有志の会」、北西部の宮前町宮川における「宮川郷土会」、亀山城の置かれた城下町域における「あまぶれ史談会」、「丹波亀山城惣構跡保存会」など、各地域で積極的に文化財の保存・活用を図る団体が活動しており、さらには各自治会においても、空き家の整備や「集落の教科書」の発行などによって、若い世代の定住促進・伝統文化の保存継承を進めています。

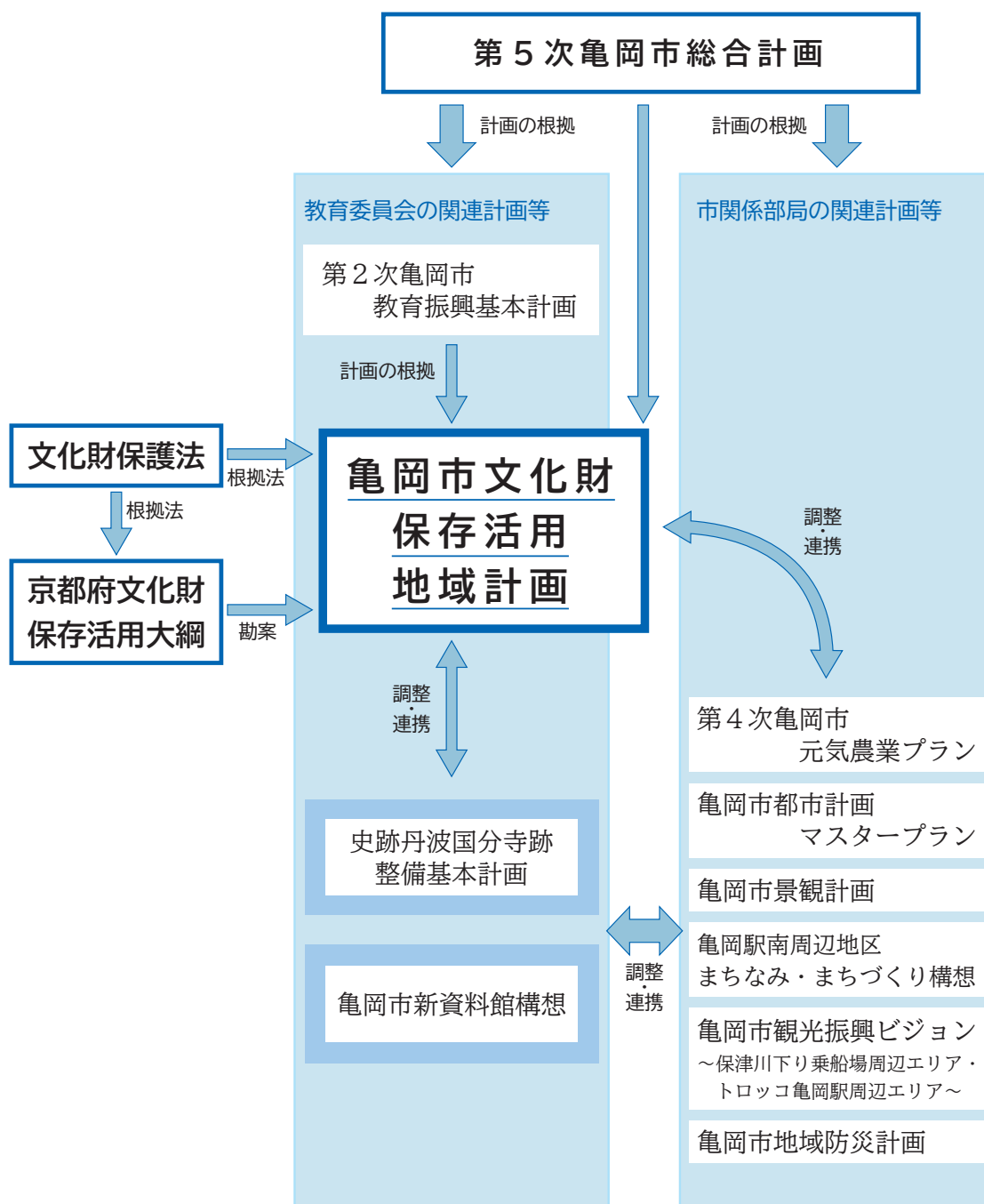
亀岡市では、こうした各地域における積極的な文化財の保存・活用の動向を捉え、地域の各団体や、観光協会・森の京都 DM0、保津川遊船企業組合など「活用」を専門とする関係団体とも連携し、文化財が地域主体により、継続的・長期的に保存・活用されている状態を目指して「亀岡市文化財保存活用地域計画」を作成することとしました。



第2節 地域計画の位置づけ

1 計画の全体的な位置づけ

本計画は、市内所在文化財を把握し、その一体的・総合的な保存・活用に関する将来像、方針ならびに措置・推進体制を示した本市における文化財の保存・活用に関する基本的な法定計画として位置づけ、本市の最上位計画である「第5次亀岡市総合計画」、教育分野の上位計画である「第2次亀岡市教育振興基本計画」をふまえるとともに、関連計画との調整・連携を図ります。また、本計画作成にあたっては、京都府における文化財の保存・活用に関する施策の大綱である「京都府文化財保存活用大綱」を勘案しました。



2 上位計画・関連計画等の概要

(1) 第5次亀岡市総合計画

策定年月	令和3年(2021)4月
実施期間	令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)
所管課	政策企画部 企画調整課

目指す都市像

亀岡市では、魅力あるまちづくりを進めるため、目指す都市像を「人と時代に選ばれるリーディングシティ亀岡」として、次の8つの基本方針を定めてその実現に取り組んでいます。

- 1 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり
- 2 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 3 子育て・福祉・健康のまちづくり
- 4 豊かな学びと文化を育むまちづくり
- 5 地球にやさしい環境先進都市づくり
- 6 活力あるにぎわいのまちづくり
- 7 快適な生活を支えるまちづくり
- 8 効率的で持続可能な行財政運営

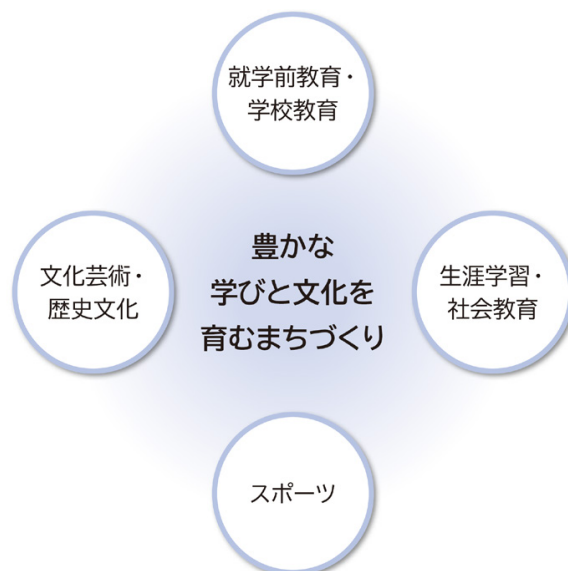
このうち、文化財保存活用地域計画が最も関わる第4章の方針を次に示します。

第4章 豊かな学びと文化を育むまちづくり

第4節 文化芸術・歴史文化

現状と課題

- ・「かめおか霧の芸術祭」において、亀岡ゆかりの芸術家と市民によるワークショップを開催することをはじめ、身近に芸術とふれる機会を提供するとともに、文化活動の支援をしており、今後も続けていく必要があります。
- ・興味を集める企画や情報発信を展開するとともに、史跡整備を計画的に進め、各施設の活用や市内に点在する文化財のネットワーク化によるモデルコースづくりなど、来訪者が市内各所へ立ち寄る仕組みづくりが必要です。
- ・文化財や伝統文化の保護のために、啓発及び適切な保存と活用が必要です。
- ・文化ホールや文化資料館などの施設の機能やあり方、設置などについて検討する必要があります。
- ・国の史跡である「たんばこくぶんじあと丹波国分寺跡」の遺構表示を進める必要があります。



具体的施策

2 伝統文化の保存と活用

- ・文化資料館における体験機会・広報の充実……………取組主体 協 働

亀岡の奥深い魅力を知ってもらうために、資料館機能の維持を図りながら、常設展や企画展・特別展の開催や、従来の文字解説でない展示と来館者を効果的に結びつけるコミュニケーションツールとしての映像コンテンツの導入を行い、情報発信の充実を図ります。

- ・文化資料館における調査研究・普及活動の充実……………取組主体 協 働

亀岡地域の文化財に関する調査研究を進めるとともに、地域で活動する市民団体などと連携し、まち歩きなど、身近な歴史や亀岡の魅力にふれる機会の充実を図ります。さらに、歴史や文化を体験できる、新しい展示手法の充実を図ります。

- ・食文化の伝承……………取組主体 協 働

地元に根づく食文化やふるさとの味を伝承する場として、料理教室の実施を支援するとともに、小学校や保育所の給食に使用される地元産食材の利用拡大を推進します。

- ・文化財指定による保護及び啓発活動……………取組主体 協 働

文化財の指定による安定的な保存を図るとともに、広報やホームページなどへの掲載による広報活動などを通じて、一般公開や詳細調査の実施などの活用を進め、多くの人々に豊富な文化財を理解してもらえよう市内外への周知啓発を推進します。

- ・地域の文化財の計画的な保存・活用……………取組主体 協 働

保存計画を策定し、資料調査や記録作成及び地域での保存・活用を支援することで、^{まるやまおう}円山応^{きよ}挙に代表される亀岡ゆかりの人物の作品や関連資料、市内に所在する仏像・古文書などの文化財や、「亀岡祭」など地域で受け継がれる祭礼や伝統文化の次代への継承に努めます。

3 文化・芸術拠点の充実

- ・文化拠点のあり方の検討と推進……………取組主体 協 働

新資料館構想を踏まえた文化資料館と文化ホールなどの施設のあり方・設置について検討を進め、具体化を図ります。

- ・歴史を学ぶ拠点の整備……………取組主体 協 働

歴史文化を体験し、学ぶ場として、亀岡が誇る国の史跡である「丹波国分寺跡」に礎石や基壇などの配置状況を示し、解説看板を設置するなど整備を推進します。

第4章に関連する SDGs17 のゴール

※亀岡市は令和2年度（2020年度）、内閣府より「SDGs 未来都市」、「自治体 SDGs モデル事業」に選出されており、SDGs 未来都市として持続可能なまちづくりにむけた取り組みを進めています。

これに基づき、各事業について SDGs を構成する 17 のゴールと 169 のターゲットから、関連する目標を設定しています。



(2) 第2次亀岡市教育振興基本計画

策定年月	令和4年(2022)3月
実施期間	令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)
所管課	教育委員会

第2次亀岡市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

本計画は豊かな自然と歴史・文化に恵まれた本市の特色を生かした教育を進めていく方針であるとともに、本市のめざす教育のあり方を示し、計画的に進めるための道しるべとなるものです。前計画が令和3年度(2021年度)で終了することを受け、国や京都府の計画を踏まえつつ、これからの時代の流れにふさわしい教育を行う理念をはじめとし、これまでの成果と課題に基づき施策の改善を図り、本市の教育の目標と、その実現に必要な施策を総合的に推進するために策定しました。

亀岡市の教育の基本理念 概念図

《めざす人間像》

ふるさとを愛し 心豊かに
みらいを共にきりひらく



(3) 史跡丹波国分寺跡整備基本計画

策定年月	平成8年（1996）＜平成30年（2018）3月改定＞
実施期間	平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）
所管課	教育委員会 歴史文化財課

平成7年度（1995年度）、丹波国分寺跡・^{こくぶん に じあと}国分尼寺跡を主要拠点として、第1次～5次発掘調査の成果をもとに「古代に思いをはせ、郷土の原風景に憩う丹波 NEW 風土記の里」づくりを目標とした『史跡丹波国分寺跡整備基本計画』を策定しました。

平成8年度（1996年度）から、史跡丹波国分寺跡の整備のために必要な情報を得るため、10年間にわたって整備のための発掘調査を実施し、平成20年度（2008年度）、この発掘調査の成果をもとに、また「保存に加え、より利活用に対する配慮が必要となってきた」という社会的環境の変化に対応するために、『史跡丹波国分寺跡整備実施計画』を策定しました。これに伴い、平成18年度（2006年度）から史跡丹波国分寺跡整備検討委員会を設置しました。

この『実施計画』では、具体的な整備は発掘調査が完了し、用地が公有化されているなど「整備条件が整っている地区」を優先的に整備するものとし、平成19年度（2007年度）からは環境整備事業として、基盤造成及び遺構表示等を実施しました。

平成29年度（2017年度）には、『実施計画』策定後に史跡の追加指定がすすんだことと、「整備実施計画」の策定後約10年が経過したため、社会的ニーズ、事業の進捗状況、本質的価値の定義等の把握を踏まえ、現状と課題を整理し、それらの改善策、実施すべき新たな施策等を示す必要が生じてきたことから、『史跡丹波国分寺跡整備基本計画（改訂）』を策定しました。

平成30年度（2018年度）には、『基本計画（改）』に基づき整備基本設計を策定しました。



(4) 亀岡市新資料館構想

策定年月	平成27年(2015)3月
所管課	文化資料館

第4次亀岡市総合計画に「新資料館構想の策定」を策定目標として明記されたことを受けて、様々な手法で広く市民とともに資料館について考え、地域にとって望ましい新資料館の実現に向けて、亀岡市新資料館構想策定委員会を設置し、平成27年度(2015年度)に「亀岡市新資料館構想」を策定しました。

(5) 都市計画マスタープラン

策定年月	平成14年(2002)1月<令和4年(2022)3月改定>
実施期間	令和12年度(2030年度)
所管課	まちづくり推進部 都市計画課

「亀岡市都市計画マスタープラン」は都市計画法第18条の2に基づき策定した本市の都市計画に関する基本的な方針です。近年の人口減少や少子高齢化の進展、観光や産業における地域間競争の加速化、自然災害の甚大化など様々なまちづくりにおける課題を踏まえ、本計画では下記のようなまちづくりの目標を掲げています。これに基づき、市街地整備や交通体系の整備、環境保全や公園・緑地整備など各分野において整備を進めていくこととしています。

《まちづくりの目標》

- ・人にやさしい誰もが住み続けたいと思えるまちづくり
- ・交流によるにぎわいの創出と産業の活性化による自立したまちづくり
- ・豊かな自然環境と魅力的な景観に配慮したまちづくり
- ・誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくり
- ・多様な主体の連携による地域協働のまちづくり

土地利用方針・部門別方針

【将来の土地利用方針】

- 都市機能の集積と充実による効率的な土地利用を図ります
- 新たな産業拠点の形成や各拠点の機能向上を図るとともに、JR亀岡駅を中心とする新たな市街地の形成に向けた土地利用を図ります
- 豊かな自然環境と調和し、特徴的で魅力ある景観に配慮した土地利用を図ります
- 適切な土地利用の配置・誘導を図ります
- 農業振興と周辺環境との調和に留意しつつ、適切な規模での市街地の形成による新たな土地利用転換を検討します

【市街地及び集落地などの整備方針】

- 自然環境と利便性との調和を図りながら、将来都市構造や土地利用に応じた計画的な市街地整備を推進します
- 充実する広域交通網を活かし、産業拠点の形成と機能強化を図ります
- 良好な住環境を有した住宅地の整備を推進します
- 集落地での生活環境の向上などによる地域コミュニティの維持・活性化を図ります

【交通体系の整備方針】

- 総合的な交通体系の構築を図ります
- 公共交通ネットワークの連携強化やアクセス性の向上を図ります
- 広域幹線道路の整備を促進し、周辺都市圏とのネットワーク強化を図ります
- 市街地幹線道路については、優先順位を明確化し計画的で効率的な整備を図ります
- 生活道路の整備を推進するとともに、人にやさしい道づくりや自転車利用環境の整備を図ります



凡 例	
森林地域	
市街地地域	
里の地域	
水辺の地域	
既存集落まわりの区域 指定制度指定区域	
市街地拡大検討地区	
産業拠点	
複合都市機能地区	
地域コミュニティ核	
広域ネットワーク軸	
地域ネットワーク軸	
基幹交通軸	
公園（主なもの）	
都市計画緑地	
広域避難場所	
防災拠点	
緊急輸送道路	

【環境保全及び公園・緑地整備などの方針】

- 豊かな自然環境や魅力的な景観を守るまちづくりを推進します
- 市街地における環境保全の取組に加えて、森林や里山、水辺空間などの環境の保全を図ります
- 河川の水辺、地域の歴史・風土など本市特有の環境を活かした公園・緑地の整備を推進するとともに、水と緑のネットワークの構築を図ります
- 法制度などに基づく都市内緑地の保全・活用を図るとともに、市民との協働による都市緑化を推進します
- 原風景や豊かな自然、地域資源を大切に、花と緑があふれ、住む人が誇れるまちづくりを推進します

【景観形成及び観光振興の整備方針】

- 地域の特性に応じた風情ある景観づくりを推進します
- 歴史・文化の継承や文化財の保護などによる地域資源を活かしたまちづくりを推進します
- 三大観光などを活用し、多文化共生に配慮した、国内外からの交流人口の拡大を図ります

【都市防災の整備方針】

- 「亀岡市地域防災計画」に基づいた総合的な防災体制の確立を図ります
- 自助・共助・公助による防災体制の強化を推進します
- 砂防・治山対策や治水対策の推進により、自然災害の防止を図ります
- 震災や火災を含めた防災対策として、災害に強い都市構造の構築を図ります

【供給処理体系の整備方針】

- 安全で災害に強い水道を確保し、持続可能な水道事業の推進を図ります
- 地域の実情に即した污水处理システムの整備を推進します
- 市街地を中心とした公共下水道（雨水）と全市の河川整備により、円滑な雨水処理を図ります
- 廃棄物処理システムの構築を推進します

【公共施設などの整備方針】

- 公共施設の適正な配置と多文化共生を視野に入れた整備・充実を図ります
- 既存の公共施設については、「亀岡市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的な維持修繕による長寿命化を図ります

※「三大観光」とは、保津川下り・トロッコ列車・湯の花温泉を指す。

(6) 亀岡市景観計画

策定年月	平成27年(2015)＜令和3年(2021)改定＞
所管課	まちづくり推進部 都市計画課

「豊かな景観がはぐくむにぎわいと文化が織りなす共生のまち かめおか～京の奥座敷・京野菜・銚のにあうまちづくり～」という理念の下、住んでよかった、訪れてよかったと思えるまちを目指し、市民と事業者、行政の協働により、亀岡市の良好な景観の形成を推進します。本計画では、市の良好な景観の形成に際して、特に地域の景観を活かした景観形成が必要な地区を「景観形成地区」に指定し、地域に応じた特色ある景観形成の誘導を行っています。

基本理念

亀岡市における資源を活用し、良好な景観形成を通じ、『住んで良かった』『訪れて良かった』と思えるまちづくりを目指して、基本理念を次のように提唱します。

豊かな景観がはぐくむ
にぎわいと文化が織りなす共生のまち かめおか
～京の奥座敷・川下り・京野菜・銚のにあうまちづくり～



目標

- ・ 市民財産である豊かな緑と保津川をはじめとする清流景観の保全
- ・ 亀岡城址と城下町風情の保存
- ・ 三大観光振興支援とまち歩きの魅力発掘
- ・ 市民との協働によるまちづくり

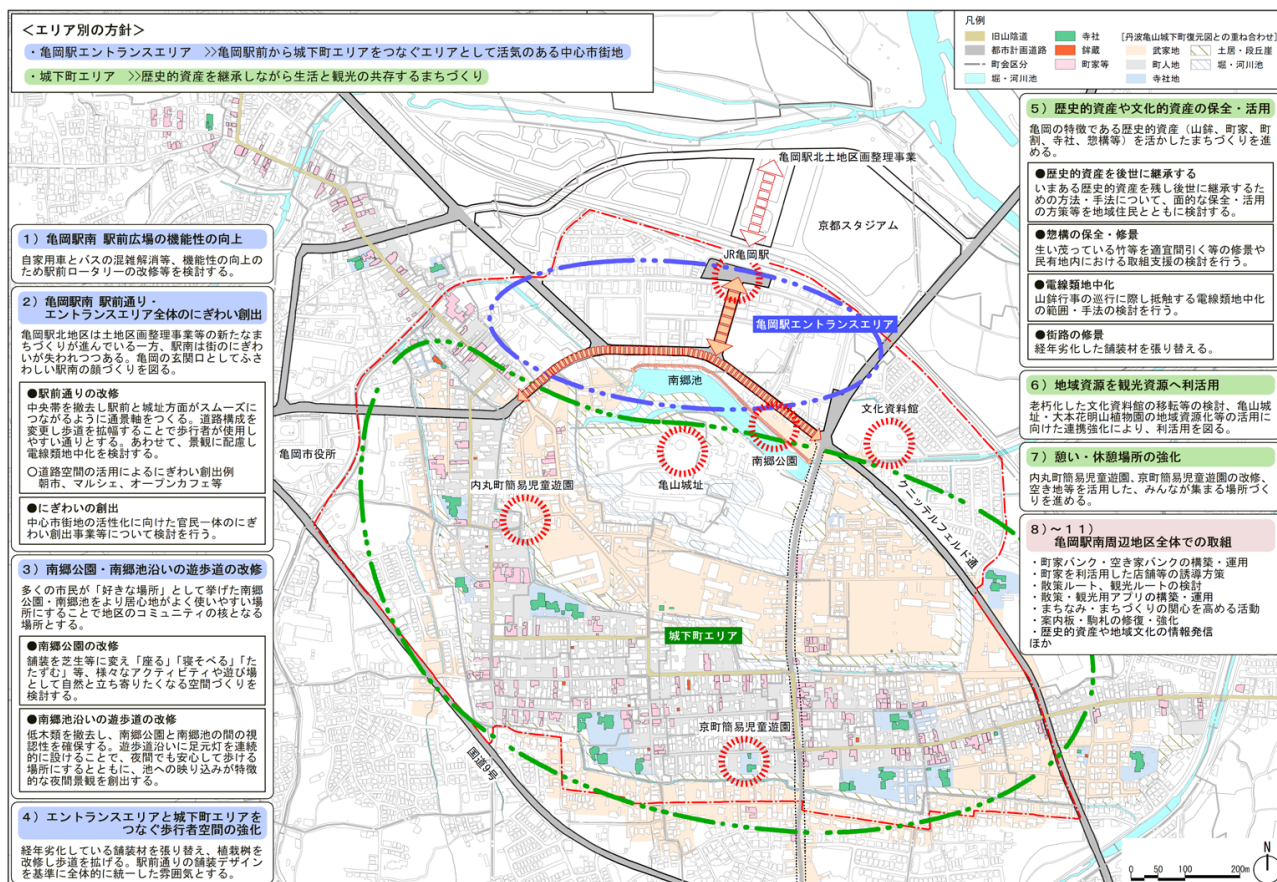
(7) 亀岡駅南周辺地区まちなみ・まちづくり構想

策定年月	令和2年(2020)3月
実施期間	令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)
所管課	まちづくり推進部 都市計画課

JR亀岡駅周辺を「亀岡駅エントランスエリア」、旧城下町一帯を「城下町エリア」と位置づけ、JR亀岡駅周辺の幹線道路を中心とした本市の顔となる拠点づくりや古くから城下町として発展してきた歴史的環境の保全整備を図ることで、将来都市像の実現を目指します。

基本方針

- ・ まちなかに人が溢れ活気のあるまちづくり
- ・ 長い歴史と伝統を持つ「亀岡祭山鉾行事」と地域の貴重な歴史的資産を後世につなぐまちづくり
- ・ 生活と観光のバランスに留意し、地域への愛着と誇りを高めるまちづくり
- ・ 地域のみなさんとともに進めるまちづくり



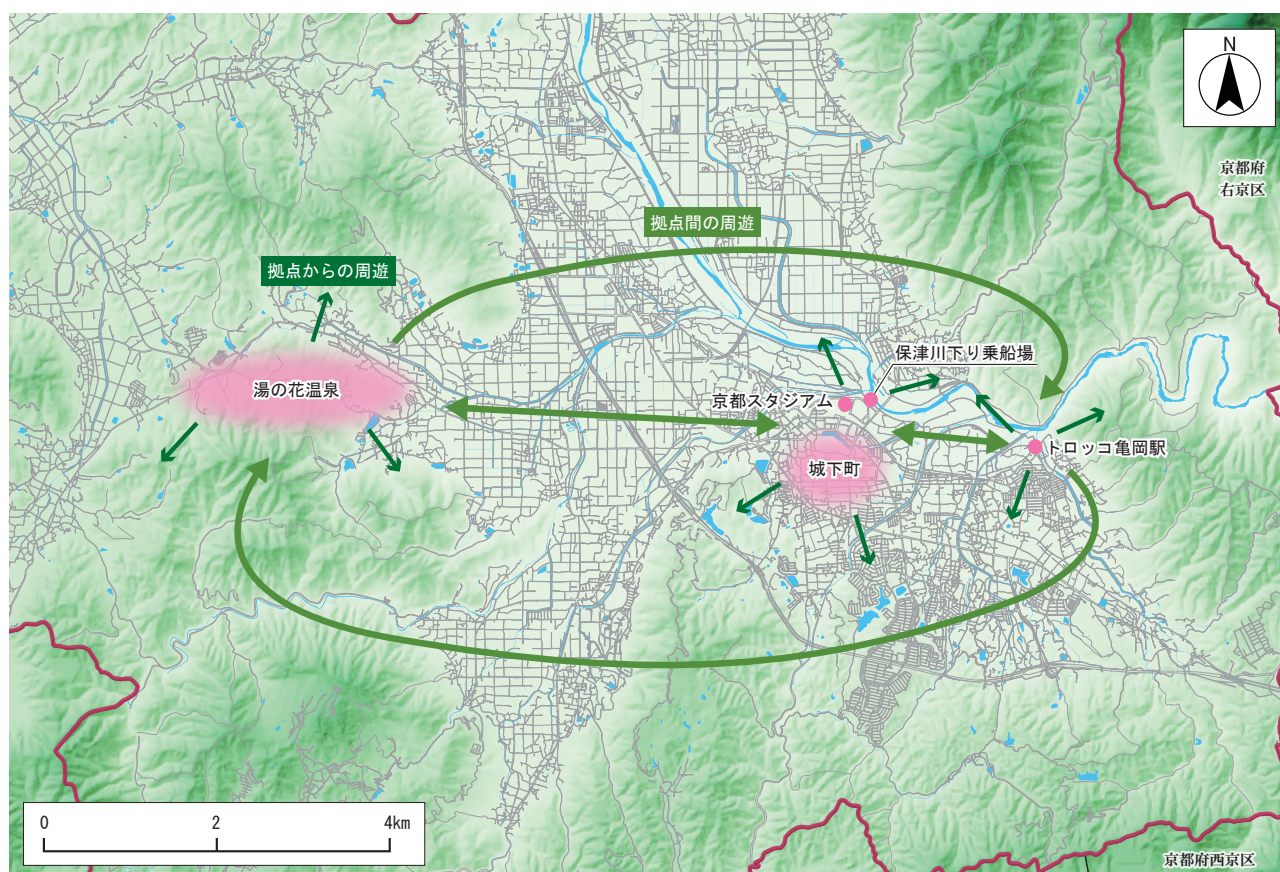
(8) 亀岡市観光振興ビジョン～保津川下り乗船場周辺エリア・トロッコ亀岡駅周辺エリア～

策定年月	令和3年(2021)3月
所管課	産業観光部 商工観光課

観光客による観光消費の拡大と満足度の高い観光の実現をはじめとした本市観光の活性化を実現していくため、本市観光のゲートウェイである保津川下り乗船場周辺エリアとトロッコ亀岡駅周辺エリアの観光活用に係る基本理念・方向性を示すものであります。

【具体的な施策】

- 1 情報発信力の強化
- 2 来訪者の受入環境の整備
- 3 魅力的な観光資源の活用による市内滞在時間の延伸
- 4 交通利便性の向上
- 5 宿泊機能の強化
- 6 継続的な観光地としての課題把握と課題に対する施策の検討



(9) 第4次亀岡市元気農業プラン

策定年月	令和4年（2022）4月
実施期間	令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）
所管課	産業観光部 農林振興課

平成18年（2006）に農業施策の指針となる「亀岡市元気農業プラン」を策定し、各分野の「担い手」（人・組織）づくりに取り組んできました。「第3次亀岡市元気農業プラン」策定から5年が経過し、少子化・高齢化の確実な進行と人口減少、人やモノ、情報のグローバル化の進展、情報通信技術の急速な進化と普及、常態化する自然災害、新型コロナウイルスをはじめとする感染症リスクの顕在化、地球温暖化の深刻化や産業をめぐる環境の大きな変化など、本市を取り巻く状況も大きく変化をしています。そうした中で府内有数の農地を誇り、京阪神の大都市近郊に位置する恵まれた優位性を最大限に活かし、本市農業の更なる発展・継続を目指してチャレンジしていかなければなりません。このような状況から、今後の亀岡農業の目指すべき姿を掲げた「第4次亀岡市元気農業プラン」の策定を行いました。

5つの基本理念

- 1 営農組織と人材の育成
- 2 農業基盤の強化
- 3 多様な農業・特産品の振興
- 4 持続可能な農業の推進
- 5 有害鳥獣対策等の推進

営農組織と人材の育成

- 認定農業者と営農組織の育成、支援
- 新規就農者への支援強化
- 農業と福祉の連携（農福連携）の推進

農業基盤の強化

- 農地利用の促進
- 災害リスクの低減

多様な農業・特産品の振興

- 多様な農業の振興
- 特産品の振興

持続可能な農業の推進

- 持続可能な農業の推進

有害鳥獣対策等の推進

- 有害鳥獣捕獲の推進
- 防除対策

第3節 計画の期間

令和4年度作成の本計画は、上位計画である「第2次亀岡市教育振興計画」に基づき、令和5年度（2023年度）～14年度（2032年度）までの10年間を期間として実施します。

認定を受けた地域計画を変更する場合は、軽微な変更については文化庁へ報告を行い、これ以外には文化庁長官による変更の認定をうけることとします。軽微な変更とは次に掲げる変更以外の変更をいいます。

- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域外内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

第4節 計画作成の流れ

計画作成は、表1に掲げる亀岡市文化財保存活用地域計画に係る協議会での協議を軸として、表2の亀岡市文化財保護委員会からの意見聴取、教育委員会での審議、パブリックコメントなどをふまえて進めました（作成の経過の詳細は巻末資料参照）。

表1 亀岡市文化財保存活用地域計画に係る協議会
委員

（令和4年6月30日現在）

No.	所 属	氏 名
1	立命館大学歴史都市防災研究所 教 授	会長 大場 修
2	京都府立大学文学部 准 教 授	副会長 上杉 和央
3	京都大学大学院教育学研究科 教 授	田中 智子
4	近畿大学文芸学部 准 教 授	松岡 久美子
5	京都府教育庁指導部文化財保護課 課 長	森 正
6	亀岡祭山鉾連合会 会 長	野原 通夫
7	佐伯灯籠保存会 会 長	大石 慶明
8	保津川遊船企業組合 代表理事	豊田 知八
9	地域資源を掘り起こす会 会 長	大ヶ谷 宗一
10	亀岡市観光協会 会 長	楠 善夫
11	森の京都 DM0 部 長	吉村 一志（令和3年度）
	森の京都 DM0 地域開発部長	坪倉 康孝（令和4年度）
12	亀岡市市長公室 SDGs 創生課 課 長	篠部 昌和
13	亀岡市産業観光部商工観光課 課 長	三宅 敦史
14	亀岡市産業観光部農林振興課 課 長	松本 英樹
15	亀岡市まちづくり推進部都市計画課 課 長	関口 義人（令和3年度）
		田中 悟（令和4年度）

表 2 亀岡市文化財保護委員会
委員

(令和4年6月30日現在)

No.	分 野／所 属	氏 名	備 考
1	考古学／元京都府文化財保護課	安藤 信策	会長
2	建築学・伝統的建造物／立命館大学歴史都市防災研究所教授	大場 修	副会長
3	文献・近代史／京都大学大学院教育学研究科教授	田中 智子	
4	亀岡祭山鉾連合会会長	野原 通夫	
5	景観・生態／京都大学大学院准教授	深町 加津枝	
6	民俗学／元亀岡市立小学校長	山下ひろ子	
7	民俗学／関西外国語大学教授	鵜島 三壽	
8	保津川遊船企業組合代表理事	豊田 知八	
9	染色／西陣織物館顧問	藤井 健三	
10	美術工芸（仏教美術）／近畿大学准教授	松岡 久美子	

表 3 亀岡市 事務局

(令和4年6月30日現在)

1	亀岡市教育委員会	教 育 長	神先 宏彰
2	亀岡市教育委員会	教育部長	片山 久仁彦
3	亀岡市教育委員会 歴史文化財課	課 長	岩崎 盛雄
4	亀岡市教育委員会 歴史文化財課	副 課 長	八木 めぐみ
5	亀岡市教育委員会 歴史文化財課	主 任	飛鳥井 拓
6	亀岡市教育委員会 歴史文化財課	主 事	大西 文挙
7	亀岡市教育委員会 文化資料館	館 長	鵜飼 均（～令和3年度）
			片山 久仁彦（令和4年度）※兼務

第5節 計画における「文化財」の定義

本計画では、文化財保護法および文化庁の指針にもとづき、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群に加え、埋蔵文化財、保存技術を対象とします。その他、伝説など地域にとって大切なモノやコトについても対象としますが、それらをすべて6類型に分類し、「文化財」と呼称することとします。

また、国・京都府および亀岡市によって指定登録等がなされていない文化財についても「未指定文化財」として6類型に分類し、整理・呼称します。

亀岡市の文化財

文化財保護法第2条の6類型の文化財

有形文化財

歴史上又は芸術上価値のある建造物や美術工芸品・学術上価値のある考古資料及びその他歴史資料

指定等文化財

- ・重要文化財、国登録有形文化財
- ・市指定有形文化財
- ・京都府指定有形文化財、京都府登録有形文化財、京都府暫定登録文化財

未指定文化財

- ・建造物
- ・美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書、歴史資料、考古資料）

無形文化財

歴史上又は芸術上価値のある演劇、工芸技術などの無形の文化的所産

指定等文化財

- ・重要無形文化財、国登録無形文化財、国選定保存技術
- ・市指定無形文化財
- ・府指定無形文化財、府登録無形文化財、府選定保存技術

未指定文化財

- ・演芸、音楽、工芸技術等
- ・文化財の保存技術

民俗文化財

衣食住、生業、信仰など生活に関するもの

指定等文化財

- | | |
|-------------------------------------|------------------------|
| 【有形民俗文化財】 | 【無形民俗文化財】 |
| ・重要有形民俗文化財、国登録有形民俗文化財 | ・重要無形民俗文化財、国登録無形民俗文化財 |
| ・府指定有形民俗文化財、府登録有形民俗文化財、府暫定登録有形民俗文化財 | ・府指定無形民俗文化財、府登録無形民俗文化財 |
| ・市指定有形民俗文化財 | ・市指定無形民俗文化財 |
| | ・日本遺産（西国三十三所観音巡礼・穴太寺） |

未指定文化財

- ・有形民俗文化財
- （無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等）
- ・無形民俗文化財
- （衣食住、生業、信仰、年中行事、祭り、伝説、行事食等の食文化）

記念物

歴史上又は学術上価値のある古墳や城跡、旧宅などの遺跡、芸術上又は観賞上価値の高い庭園、山岳などの名勝地、学術上価値のある動植物や地質鉱物

指定等文化財

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| ・国指定史跡、国指定名勝、国指定特別天然記念物、国指定天然記念物 | ・府暫定登録史跡、府暫定登録名勝、府暫定登録天然記念物 |
| ・府指定史跡、府指定名勝、府指定天然記念物 | ・市指定史跡、市指定名勝、市指定天然記念物 |
| ・府登録史跡、府登録名勝、府登録天然記念物 | ・歴史の道百選 |
| | ・府決定環境保全地区 |

未指定文化財

- ・遺跡
- （貝塚、古墳、都城跡、城跡、碑、旧宅）
- ・名勝地
- （庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳）
- ・動物、植物、地質鉱物・歴史の道・埋蔵文化財包蔵地

文化的景観

地域における人々の生活、生業や地域の風土により形成された景勝地

指定等文化財

- ・重要文化的景観
- ・府選定文化的景観
- ・市選定文化的景観

未指定文化財

- ・文化的景観

伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群

指定等文化財

- ・重要伝統的建造物群保存地区
- ・市選定伝統的建造物群保存地区

未指定文化財

- ・伝統的建造物群

第6節 本計画における地域呼称について

○「亀岡」の呼称について

亀岡市域はもともと「^{かめやま}亀山」と呼ばれており、「亀山」の初見は、現在のところ、^{あけち みつひで}明智光秀が家臣の^{こばたけし}小 畠 氏に対して亀山城の「惣堀普請」を命じた天正5年(1577)正月晦日付明智光秀書状(大東急記念文庫所蔵「小畠文書」)です。

亀岡の地名が使用されるのは、明治2年(1869)のことであり、丹波亀山藩主の松平信正が知藩事任命の際に明治政府から、亀山を亀岡に改称するよう命じられたのがはじまりといわれています(松平家譜)。

以上のように、亀岡の地名は明治2年(1869)以後に使用されたものですが、本計画では、江戸時代以前の歴史を述べる場合に亀岡市域を指して「亀岡」と呼称するものとします。

○「大堰川」の呼称について

河川の名称については、河川法に基づく名称(桂川)よりも地元での呼称(地域名称)を優先しました。

桂川は、一般に上流から、上桂川、大堰川、保津川、大堰川、桂川とそれぞれの流域により河川の名称が異なります。本計画では、基本呼称は亀岡の呼称である「大堰川」で統一し、^{ほづきょう}保津峡など部分や内容を限定して示すときには保津川と表記しました。

もちろん「保津川下り」などの固有名詞についてはこの限りではありません。

○亀岡市の地域区分について

本計画で、市内の地域区分については図1に示す各自治会の呼称を用います。また、より広域の地域呼称として、川東地域(緑色の保津町・河原林町・千歳町・馬路町・旭町)、別院地域(青色下部の東別院町・西別院町)を用います。



